あき地の適正な維持管理をしましょう！

あき地（土地）の維持管理はできていますか？所有するあき地に、雑草や雑木が伸びていると下記のような問題が起こる可能性があります。
①ゴミの不法投棄の温床になる可能性！
②火災の火元になる危険性！
③害虫や悪臭が発生する可能性！
④犯罪を発生させる誘因に！

あき地の維持管理は所有者の義務です。町民の皆さんの日常生活に影響がでないように維持管理をお願いします。

草刈作業が困難な場合は、町や業者等に依頼して有料で行う方法もあります。
※町では枝払い等の高木剪定や伐木は実施できません。
問　環境課　環境保全担当　☎（38）0401

本人通知制度をご利用ください ～住民票等の不正請求を防ぐために～

町では、代理人や第三者の請求により住民票の写し等（本籍記載のもの）を交付した場合、その交付した事実について登録者本人に通知する「本人通知制度」を実施しています。

これは個人の権利侵害を防止すると共に不正請求・不正取得を防止するための制度です。制度利用には、事前の登録が必要です。

対象　杉戸町に住民登録又は本籍がある方
登録方法　本人確認書類（運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカード、旅券等）をお持ちの上、町民課窓口で所定の申込書で申請。
期間　無期限
※住所･氏名･本籍等の登録事項に変更があったときは、変更の届出が必要になります。変更の届出がない場合、登録が廃止となる場合があります。
申・問　町民課　住民・戸籍担当　内線254・256

町の土地を売却します

次の土地を一般競争入札で売却します。最低売却価格以上で最高額の入札者が落札者となります。参加申込者は、町内、町外の方、また個人、法人を問いません。お申込みをお待ちしております。

入札参加申込受付期間　9月2日(月)～ 6日(金)の5日間
入札日　10月1日(火)
売却物件

所在地	大字深輪259番地外2筆
地目	宅地
面積	1964.98㎡
用途地域（建ぺい率/容積率）	市街化調整区域（都市計画法第34条12号）（60％ / 200％）
最低売却価格	15,818,089円

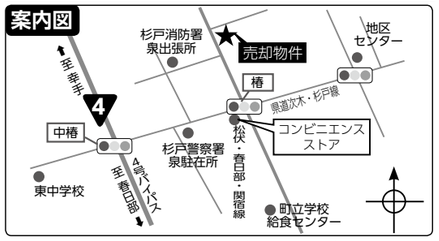

※詳しい入札参加要領は、役場財産管理課窓口にあります。（町ホームページでも公開中）入札参加要領は必ず熟読のうえ、ご参加ください。
問　財産管理課　内線275

令和元年度スポーツ安全保険のご案内

公益財団法人スポーツ安全協会では、令和元年度スポーツ安全保険の加入受付をしています。

対象　スポーツ活動や文化活動などを行う4名以上の団体
補償範囲　団体管理下での活動中（国内）と団体活動のための往復中の事故など
保険期間　加入依頼書を郵送した消印日と払込日のいずれか遅い日の翌日から令和2年3月31日(火)
掛金　800円～ 11,000円（年齢･活動内容により異なる）
補償内容　傷害保険・賠償責任保険・突然死葬祭費用保険（補償金額は加入区分により異なる）
申込方法　社会教育課スポーツ振興担当窓口で配布の加入依頼書に必要事項をご記入の上、郵便局窓口で払込後、払込受付証明書を貼付した加入依頼書をスポーツ安全協会埼玉県支部へ郵送する。
※必ず､｢スポーツ安全保険のしおり｣又は「あらまし」をよくお読みになり、内容をご確認ください。
※「スポ安ねっと」をご利用の場合は、スポーツ安全協会のホームページをご覧ください。
問　社会教育課　スポーツ振興担当　内線493
公益財団法人　スポーツ安全協会埼玉県支部
☎048（779）9580

サマーキャンプへ行こう！

期日　8月17日(土)・18日(日)
場所　城峯公園キャンプ場(神川町)
対象　小学3年～中学3年
定員　20人程度　※定員を超えた場合は抽選
費用　5,000円（体験費・食事代等）
申込方法　7月20日(土)　10時～ 11時30分に役場本庁舎1階会議室にて受付
主催　杉戸町青少年相談員協議会
問　子育て支援課　子育て支援担当　内線265

広げようシニアサロン

町では、高齢者が気軽に集える継続的な交流の場を運営する団体又は個人に運営費を補助します。

補助条件
・おおむね65歳以上の方が1回あたり10人以上集まって、月2回以上対象となる活動を行っている団体等
・集会所等または自宅を開放し、地域に開かれたシニアサロンを運営している団体等

対象となる活動
・高齢者の生きがいと健康づくりに関する事業
・高齢者の閉じこもり防止に関する事業
・高齢者の趣味、スポーツ及びレクリエーションに関する事業

対象となる運営費
●講師等謝礼　●お茶代、おやつ代　●行事保険
●レクリエーション等の材料費
●コピー料、写真現像代　●会場使用料

補助上限額（年間）
・月2回以上の活動は2万円　／・週1回以上の活動は5万円

注意事項
・サークルや固定メンバーの集まりは対象外です。
・補助金は事前申請を行い､事業終了後の支払いとなります。
・補助金を受けなくても仲間を集めたい、広く周知したいというサロンは担当までお知らせください。
問　高齢介護課　高齢者福祉担当　内線317

いつでもどこでも「広報すぎと」を閲覧可能！スマホ用アプリ「マチイロ」

町営住宅の入居登録

町営住宅への入居を希望する方の登録申請を受付します。

用紙配布期間　7月1日(月)～ 8月30日(金)
※土・日・祝日を除く
登録受付期間　8月13日(火)～ 30日(金)
※土・日を除く

受付する町営住宅

団地名	住　所	住宅構造	形式	家　賃
三本木	清地3−19	4階建 鉄筋コンクリート造	2DK	20,100円～40,000円
			3DK	23,700円～47,200円
下高野	下高野247	3階建 鉄筋コンクリート造	3DK	18,700円～36,800円

※家賃は、世帯全員の所得合計により計算し決定します。
※空家発生時に登録順に従い入居となります。

申告資格
・町内に住所または、勤務地があること。
・町民税を滞納していないこと。
・現に同居、または同居しようとする親族（婚約者を含む）がいること。（ただし、三本木団地２DKに限り高齢者等の単身者の登録も可能）
・住宅に困窮していることが明らかであること。
・入居を予定している世帯全員の収入の総額が収入基準の範囲内であること。
・暴力団員ではないこと。
※父子及び母子世帯、多子世帯、高齢者世帯等は優先的に登録します。

詳しくは、申告用紙と同時に配布する「入居者募集のしおり」をご覧ください。
配布・受付・問　建築課　営繕担当　内線344

農地転用・売買等の計画がある方へ

○農地を転用するとき
農地の転用とは、田や畑などの農地を、宅地等の農地以外の目的に使用することを言います。

農地を転用する場合は、農地法の許可を受けなければなりません。許可を受けないで転用することや、許可の内容と異なる目的に転用した場合、厳しい罰則が定められております。

○農地を売買、贈与するとき
農地を農地のままで売買等をする場合、農地法第3条に基づいて申請し、許可を受けなければなりません。この許可は耕作目的で農地を取得するため、農地を取得した方は、自ら農作業に常時従事しなければなりません。

転用の計画がある場合や農地の売買等を行いたい場合、**必ず事前に農業委員会事務局までご相談、お問合せください。**
問　杉戸町農業委員会事務局　内線324

令和元年度国民年金免除等申請受付を開始します

開始日　7月1日(月)から
申請期間　令和元年7月から令和2年6月まで
必要なもの　マイナンバーが確認できるもの、年金手帳、印鑑、離職票など(失業中の方)
申請場所・問　町民課　国民年金担当（10番窓口）
内線253・453
春日部年金事務所　国民年金課
☎048（737）7112

町からの情報はコチラ
すぎとひろば
杉戸町役場　☎ 0480（33）1111
町ホームページ　http://www.town.sugito.lg.jp/ ▲

夏の交通事故防止運動実施！ 7月15日～ 24日

「人も車も自転車も　安心・安全　埼玉県」

この時期は、夏休み中の児童・生徒の交通事故や、夏の開放感や行楽の疲労による交通事故が発生しやすくなります。一人ひとりが交通ルールを守り、ゆとりを持った運転や通行を心がけ、事故のない安心・安全な杉戸町を目指しましょう！

【県の重点目標】
○子供と高齢者の交通事故防止
○自転車の安全利用の推進
○飲酒運転の根絶及び路上寝込み等による交通事故防止

【町の重点目標】
○高齢者の交通事故防止

問　くらし安全課　交通・防犯担当　内線284

ご家庭・事業所の水道メーター取替のご案内

皆さんのご家庭等に設置している水道メーターは、水量の正確性を確保するため、計量法施行令に基づき定期的に交換することとなります。

今年度対象となるご家庭・事業所には、事前に杉戸管工事業協同組合・杉戸町水道指定給水装置工事事業者（身分証明書携行）が確認に伺い、**「水道メーター取替作業のお知らせ」**をご案内いたします。

取替期間（土・日・祝日を除く）
9月検針分（奇数月検針）：9月下旬～ 10月下旬
10月検針分（偶数月検針）：10月中旬～ 11月中旬

簡易的な作業ですので、お客様の立ち会いは不要ですが、留守の場合には**敷地内に入り取替作業を行うことになります**ので、ご了承下さい。

また、取替作業の際に支障にならないよう水道メーターや止水栓付近に犬等をつないだり、物を置いたりしないようご協力をお願いします。
★水道メーターは取替作業期間中に限らず、いつも見やすく清潔にしましょう。
問　上下水道課　水道担当　☎（37）1232

すぎぴょんカフェ

どなたでも気軽に参加できる「集いの場」です。皆さんでコーヒーブレイクしませんか？

地域の方、介護されている方、認知症の方、認知症の家族の方もぜひどうぞ。

日時　7月19日(金)　10時～ 12時
場所　ウエルシア　杉戸倉松店
内容　薬剤師による「薬の上手な飲み方」「今日からできる熱中症予防」の講話
参加費　無料　**定員**　10名程度（申込不要）
問　高齢介護課　すぎと地域包括支援センター担当
内線302

問合せ　「声の広報すぎと」CD無償貸出中！　秘書広報課　広報広聴担当　内線286